

平成30年4月から千葉市役所本庁舎の敷地内全面禁煙を実施します

本市では、喫煙する職員の健康の維持・増進と非喫煙者の受動喫煙を防止する観点から、市役所本庁舎の敷地内を全面禁煙としますので、お知らせします。

1 実施日

平成30年4月1日（日）から

2 対象範囲

千葉市役所本庁舎の敷地内

3 経緯等

本市では、職員の健康の維持・増進と非喫煙者の受動喫煙を防止する観点から建物内禁煙の実施などを行ってまいりましたが、更なる喫煙率の低減化に向けた取り組みが必要と判断しました。

(1) 取組状況

平成24年	4月	本庁舎、区役所等で建物内禁煙を実施
平成28年	3月	本庁舎等で禁煙を推進する「健康タイム」を導入
	12月	本庁舎の「健康タイム」の実施時間を拡充
平成30年	1月	「千葉市職員のための禁煙対策プラン」を策定

(2) 職員の喫煙率

18.0%（平成28年度）

4 その他

敷地内禁煙の実施に伴い、本庁舎内に設置している喫煙所（※別添位置図参照）は4月から閉鎖します。

《参考》

「健康タイム」とは

午前と午後の各1時間（9:00～10:00、15:00～16:00）を禁煙の推進時間とする取り組みのことで、本庁舎、中央コミュニティセンター及びポートサイドタワーで実施しています。

なお、平成28年12月からは、本庁舎の健康タイムに13:00～14:00を追加しました。

「千葉市職員のための禁煙対策プラン」とは

職員に対する健康支援の一環として作成したもので、禁煙に関する各種支援（禁煙相談や禁煙セミナーの実施など）を行いながら、職員の喫煙率の低減化を図ることを目的としています。本庁舎の敷地内禁煙も、本プランに定める禁煙支援として実施するものです。